		Ⅰ　令和4年度就学援助制度の実施について																													
		1．就学援助制度の周知方法																													
		(1)就学援助制度の周知方法(あてはまるものに○)											(2)　(1)のコの内容	(3)　就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの1つに○)					(4)　(3)のオの内容・補足事項	(5)就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法(あてはまるもの全てに○)							(6)(5)のキの内容	(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫(あてはまるもの全てに○)					
都道府県	市町村名	ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他(内容を(2)に記入してください)		ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他(内容を(4)に記入してください。)		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他(内容を(6)に記入してください。)		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他
35	35	32	24	14	18	26	16	29	0	0	5	5	1	0	31	0	3	3	20	5	15	0	0	0	2	2	9	0	11	21	0	6
宮城県	仙台市	○	○	○	○	○	○	○			○	区役所窓口で就学援助制度の書類を配布			○				○						○	要保護は保護課からの教育扶助開始連絡をもとに認定するため、就学援助の申請は不要。			○	○		
宮城県	石巻市	○	○			○	○	○							○						○									○		
宮城県	塩竈市	○	○		○	○		○							○						○						○					
宮城県	気仙沼市	○		○		○		○							○				○								○					
宮城県	白石市	○	○	○	○	○		○							○				○											○		
宮城県	名取市	○	○	○	○	○	○										○	ア、ウの混同。 4/1認定のものは、4月末までの期限としており、それ以降は随時実付。	○										○	○		○
宮城県	角田市	○	○			○		○							○						○								○	○		
宮城県	多賀城市	○	○		○	○					○	学校だよりに就学援助制度について掲載依頼			○					○									○	○		
宮城県	岩沼市	○				○		○							○						○											
宮城県	登米市	○		○	○		○								○				○										○	○		
宮城県	栗原市	○	○			○	○	○			○	毎年2月中旬頃に就学援助を受けいていた保護者へ、次年度の案内及び申請書を送付 各学校の年度当初PTA総会にてチラシを配布(欠席保護者にも後日送付)					○	申請締切を設定しているものの、締切を過ぎた申請の場合でも認定要件を満たしていれば申請月の翌日以降の認定とし援助している			○								○					
宮城県	東松島市	○	○		○	○		○							○				○											○		
宮城県	大崎市	○	○		○	○	○	○							○				○										○	○		
宮城県	富谷市	○	○		○		○	○							○						○								○	○		
宮城県	蔵王町	○	○	○		○		○							○				○	○	○									○		
宮城県	七ヶ宿町		○					○							○				○						○	就学前児童については、民生委員を経由して、教育委員会に申請することができる。						○
宮城県	大河原町	○	○		○			○							○				○										○	○		
宮城県	村田町	○	○			○	○								○				○								○		○	○		
宮城県	柴田町	○	○			○		○			○	入学通知書に就学援助制度の書類を同封。			○						○									○		
宮城県	川崎町			○		○	○								○				○	○	○						○					
宮城県	丸森町	○			○	○		○							○						○								○			
宮城県	亘理町	○		○	○	○	○	○							○				○											○		
宮城県	山元町	○	○	○		○		○							○				○											○		
宮城県	松島町	○	○	○			○	○							○						○											○
宮城県	七ヶ浜町	○	○	○	○	○									○						○									○		
宮城県	利府町	○	○	○	○	○		○							○						○						○			○		
宮城県	大和町	○			○	○		○							○				○		○											○
宮城県	大郷町	○	○					○							○					○												
宮城県	大衡村				○		○	○					○							○							○					
宮城県	色麻町	○	○			○		○							○						○						○			○		
宮城県	加美町	○	○			○	○	○							○				○										○	○		
宮城県	涌谷町	○					○	○			○	入学前就学援助費の受給申請について、各幼稚園に申請書の配布を依頼			○				○								○					
宮城県	美里町	○		○		○	○	○							○				○													○
宮城県	女川町	○		○				○									○	前年度末時点で一度申請を締め切りますが、その後も随時申請受付可としています。	○													○
宮城県	南三陸町	○	○		○	○	○	○							○				○											○		

2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）

令和4年7月時点の貴市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）

都道府県	市町村名	＜小学校＞ (1) 実施・検討状況について ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他（内容を(2)に記入してください。）	＜小学校＞ (2)(1)のカの内容	＜小学校＞ (3)(1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期 ア. 令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ. 令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ. 令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ. 未定	＜小学校＞ (4)(1)でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期） ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	＜小学校＞ (5)(1)でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに○） ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ. 学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ. 域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ. 域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ. その他（内容を(7)に記入してください。）	＜小学校＞ (6)(5)のコの内容	＜小学校＞ (7) (4)でア. イ. ウ. エの場合の ①周知時期、 ②申請期日、 ③（アの場合）支給時期	＜小学校＞ (8)(1)でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○） ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増え、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ. （入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他（内容を(9)に記入してください。）	＜小学校＞ (9)(8)のエ及びオの内容
35	35	34	1	0	0	0	0	0	34	0	0	1	0	0	0	0	0	3	15	16	0	21	14	10	16	15	8	3	0	2	3	3	0	0	0	0	0	0	0
宮城県	仙台市	○							○											○		○	○	○	○														
宮城県	石巻市	○							○										○			○	○	○															
宮城県	塩竈市	○							○											○		○			○	○													
宮城県	気仙沼市	○							○											○		○		○		○													
宮城県	白石市	○							○										○					○	○	○	○												
宮城県	名取市	○							○											○		○	○		○	○													
宮城県	角田市	○							○										○				○								○	新小1については、市教委より次年度入学予定者全員に郵送にて通知する。							
宮城県	多賀城市	○							○										○			○	○																
宮城県	岩沼市	○							○											○		○			○	○													
宮城県	登米市	○							○										○			○			○														
宮城県	栗原市	○							○									○								○													
宮城県	東松島市	○							○										○						○														
宮城県	大崎市	○							○											○		○	○								○	就学時健康診断の際に教育委員会で案内を配布。							
宮城県	富谷市	○							○									○							○														
宮城県	蔵王町	○							○										○			○	○	○		○	○	○											
宮城県	七ヶ宿町		○									○																											
宮城県	大河原町	○							○											○		○	○		○														
宮城県	村田町	○							○											○		○					○	○											
宮城県	柴田町	○							○											○			○																
宮城県	川崎町	○							○										○					○		○	○												
宮城県	丸森町	○							○									○				○	○		○						○	幼児教育関係部署にお知らせ文書を配布							
宮城県	亘理町	○							○											○		○		○	○	○	○												
宮城県	山元町	○							○										○			○	○	○		○													
宮城県	松島町	○							○											○		○				○													
宮城県	七ヶ浜町	○							○											○		○	○	○	○	○													
宮城県	利府町	○							○										○						○					○									
宮城県	大和町	○							○											○		○			○	○													
宮城県	大郷町	○							○										○				○				○												
宮城県	大衡村	○							○										○						○														
宮城県	色麻町	○							○										○			○				○													
宮城県	加美町	○							○										○			○						○											
宮城県	涌谷町	○							○											○							○												
宮城県	美里町	○							○											○				○		○													
宮城県	女川町	○							○											○		○					○			○									
宮城県	南三陸町	○							○										○				○		○														

都道府県	市町村名	＜中学校＞ （1） 実施・検討状況について							＜中学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）											＜中学校＞ （5）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるものの全てに○）						＜中学校＞ （6） （5）のエ及びオの内容	3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について（準要保護） （1） 当てはまるもの1つに○をしてください。							（2） （1）のキの内容
		ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他（内容を（2）に記入してください。）	＜中学校＞ （2）（1）のカの内容	ア. 令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ. 令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ. 令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ. （入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他（内容を（6）に記入してください。）	＜中学校＞ （6） （5）のエ及びオの内容	ア. 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ. 相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ. 就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ. 新たに認定基準等を整備することを検討中	カ. そもそも対象者がいない	キ. その他（内容を（2）に記入してください。）	
35	35	34	1	0	0	0	0	0	34	0	0	1	0	0	0	0	1	3	14	16	0	0	0	0	0	0	0	4	3	20	0	0	2	6	9
宮城県	仙台市	○							○										○									○							
宮城県	石巻市	○							○										○											○					
宮城県	塩竈市	○							○											○										○					
宮城県	気仙沼市	○							○											○										○					
宮城県	白石市	○							○										○											○					
宮城県	名取市	○							○											○														○	新型コロナウイルス感染症に伴う所得の減少により、申請数は増加しているが、従来の所得基準での認定であり、家計急変を伴っての認定は行っていない。
宮城県	角田市	○							○										○															○	当該世帯についても、通常の認定基準で概ね認定となっている。
宮城県	多賀城市	○							○										○										○						
宮城県	岩沼市	○							○											○														○	コロナの影響により家計が急変した世帯については、令和3年度のみ、令和2年中の収入で判定。令和3年度は相談もなく、行っていない。
宮城県	登米市	○							○										○											○					
宮城県	栗原市	○							○									○												○					
宮城県	東松島市	○							○											○										○					世帯の状況を詳しく確認した上で、「その他経済的に困窮しており、就学に支障があると認められる者」という基準に該当するかどうかを個別に判断している。また、ホームページ上で個別相談を促す文言を掲載。
宮城県	大崎市	○							○											○														○	新たに認定基準を整備することを検討していない。
宮城県	富谷市	○							○									○																○	現段階では家計急変世帯の認定は行っておらず、検討もしていない。
宮城県	蔵王町	○							○										○									○							
宮城県	七ヶ宿町		○									○																		○					
宮城県	大河原町	○							○											○									○						
宮城県	村田町	○							○											○										○					
宮城県	柴田町	○							○											○										○					
宮城県	川崎町	○							○										○											○					
宮城県	丸森町	○							○									○															○		新型コロナウイルス感染症の影響により、家計が急変したという相談がなく、整備を検討していない。
宮城県	亘理町	○							○											○										○					
宮城県	山元町	○							○										○											○					
宮城県	松島町	○							○											○										○					
宮城県	七ヶ浜町	○							○											○													○		
宮城県	利府町	○							○										○											○					民生委員所見により、援助が必要と認めれており、特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額により収入額・需要額調書を作成して所得審査を行い、その結果「収入額/需要額」が1.3未満となる場合
宮城県	大和町	○							○											○														○	検討していない
宮城県	大郷町	○							○										○									○							
宮城県	大衡村	○							○										○											○					
宮城県	色麻町	○							○										○											○					
宮城県	加美町	○							○										○											○					
宮城県	涌谷町	○							○											○								○							
宮城県	美里町	○							○											○										○					
宮城県	女川町	○							○											○									○						
宮城県	南三陸町	○							○								○													○					

		4. 就学援助制度の模拟規定・認定基準について																							5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について									6. 就学援助率
都道府県	市町村名	（3）令和4年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			（4）（3）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）		（5）（3）でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（6）（3）でテと回答した場合、その他の基準の内容	（7）補足事項	4.（3）でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和4年4月以降の対応							（3）（2）でエとした場合のその内容	（4）（1）でイ、反映させないとした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわわれている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が思い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護費の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は市の基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。記入例はコメント欄参照）	ツ．市区町村民税（所得割）又は均等割課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．その他（内容を（6）に記入してください。）	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			ア．反映させる（新たな認定基準に更新）	イ．反映させない（従前の認定基準を継続）	ア．生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。（見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ．生活保護基準見直しの影響が生じないと整定されるが、対応していない（準要保護者がいない、影響を受ける所得層の準要保護者がいない等）	ウ．生活保護基準見直しの影響が生じると整定されるが、対応していない	エ．その他（（3）に内容を記載してください。）		年	月	
35	35	33	30	22	26	25	30	4	3	17	19	5	6	7	19	8	5	12	0	8	25	0	8	2	7	6	0	2	5	0	0	6	6	
宮城県	仙台市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1				○				○					15%未満
宮城県	石巻市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3			13倍未満は認定。1.3～1.5未満に該当した者は民生委員の訪問調査による意見書を踏まえて認定。		○						平成24	12	15%未満
宮城県	塩竈市	○	○	○	○	○	○											○			1.3													25%未満
宮城県	気仙沼市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				1.2					○						平成24	12	20%未満
宮城県	白石市																	○			1.3													10%未満
宮城県	名取市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3					○						平成30	10	10%未満
宮城県	角田市	○														○					1.2				○				○					15%未満
宮城県	多賀城市	○	○		○	○	○			○	○				○			○			1													10%未満
宮城県	岩沼市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	1.3			特別な事情がある場合は別に判断をする。	○				○					15%未満
宮城県	登米市	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○			1.3													15%未満
宮城県	栗原市	○	○	○	○	○	○				○																							15%未満
宮城県	東松島市	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○			○			1.3													20%未満
宮城県	大崎市	○	○	○	○	○	○								○		○				1.3					○						平成24	12	15%未満
宮城県	富谷市	○	○		○		○								○			○			1.2													10%未満
宮城県	蔵王町	○	○	○	○	○	○			○	○					○					1.3				○				○					15%未満
宮城県	七ヶ宿町	○															○			○	1.3			その他教育長が定める措置を受けたもの 特に援助が必要と認められるもの	○			○						0%未満
宮城県	大河原町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3					○						平成24	12	15%未満
宮城県	村田町	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○																				10%未満
宮城県	柴田町	○	○	○	○	○	○											○			1.3													20%未満
宮城県	川崎町	○																○			1.2													15%未満
宮城県	丸森町																	○			1.2													10%未満
宮城県	亘理町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○				1.5				○				○					15%未満
宮城県	山元町	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○				○	1.3			その他、特に援助が必要であると教育長が認める者	○			○						15%未満
宮城県	松島町	○	○		○	○	○						○	○																				15%未満
宮城県	七ヶ浜町	○	○				○																											10%未満
宮城県	利府町	○	○		○	○	○			○	○				○					○				民生委員所見により、援助が必要と認めれており、特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額により 収入額・需要額調査を作成して所得審査を行い、その結果「収入額/需要額」が1.3未満となる場合。										10%未満
宮城県	大和町	○	○				○													○				災害等で被害を被り、生活が困窮していると認められる者。										10%未満
宮城県	大郷町	○	○				○											○		○	1			災害等で被害を被り、生活が困窮していると認められる者 特に援助が必要であると認められる者										5%未満
宮城県	大衡村	○	○				○													○				災害等で被災を被り、生活が困窮していると認められる者										10%未満
宮城県	色麻町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○			○		○	1.2			校長又は民生児童委員が特に援助を必要と認める状態にある者										15%未満
宮城県	加美町	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○			1.3													20%未満
宮城県	涌谷町	○	○	○	○	○	○							○	○																			15%未満
宮城県	美里町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○																			15%未満
宮城県	女川町	○	○	○	○	○	○			○	○						○				1.5					○						平成24	10	15%未満
宮城県	南三陸町	○	○	○	○	○	○			○	○				○																			10%未満

| 都道府県 | 市町村名 | 7. 令和4年度準要保護就学援助額 | | |

| 都道府県 | 市町村名 | （2） 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） | | |